

迎春



社会福祉法人
鹿児島県社会福祉協議会

会長 溝口 宏二

あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに平成22年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、鹿児島県社会福祉協議会の事業推進に対するご支援・ご協力に対し、厚く感謝申し上げます。

さて、地域社会では、人々のつながりが薄れていく中で、限界集落の顕在化が進み、医療や介護、子育て、雇用環境など、将来への不安といった多様な課題を抱える地域住民が増えている状況にあります。

このような中で、皆様が生活される地域での福祉活動に、新たな期待が寄せられております。援助が必要なのに制度が的確に活かされていくことが何より肝要ですが、ニーズが潜在化している事例も少なくありません。折角の制度や施設が活かされるよう、障害者・児童・高齢者の方々がたと心を通い合わせ、相談や支援を進める地道な努力が必要と存じます。昨年は、雇用不安が急速に進行する中、「緊急雇用対策」の一環といったしまして、県社協も21年7月に補正

予算を組み、「障害者就労支援促進事業」などの公募型雇用創出促進事業4件と「福祉・人材マッチング支援事業」の計5件の新規事業を立ち上げ、雇用の確保に尽力したところです。

我が国では、寅年は景気が荒れるというジンクスがあります。鳩山内閣ではそうならないように、的確な経済・福祉・雇用政策を迅速・着実に実施し、国民が将来に希望を持つて生活できる年になるよう、諸政策を実施されることを期待しております。

私も鹿児島県社会福祉協議会も、安全で安心な地域社会づくりのために、住民同士の助け合いや支え合いなど、地域福祉の充実のために様々な事業を実施して参ります。そのためには、関係機関・団体の方がたとの連携をさらに密にして、諸懸案の打開に向かって一層の努力をしいかねばならないと存じます。皆様のさらなるお力添えをお願いいたします。

新しい年が、素晴らしいものになるようお祈り申し上げます、年頭のご挨拶といたします。

民生部情報

介護福祉士等 修学資金貸付制度のご案内

介護福祉士等 修学資金貸付制度とは？

若い人の福祉・介護分野への参入を促進し、質の高い人材の確保と定着を図るため、介護福祉士又は社会福祉士の指定養成施設等に在学し、介護福祉士等の資格取得後に鹿児島県内の社会福祉施設等で介護又は相談援助業務に従事する意思を有する方に、修学資金を貸し付けます。

1 実施期間

概ね3年間（平成21～23年度の入学生）

2 貸付対象

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に入學する方

※他の公的修学資金（例：日本学生支援機構の奨学金）との併用はできません。

3 貸付限度額

月額5万円（このほか入学準備金20万円、就職準備金20万円）

※2年制課程での例：入学時20万円、月額5万円×24ヶ月、卒業時20万円
合計160万円

4 貸付金利

無利子

5 返還方法

貸付期間の2倍の期間内に月賦又は半年賦で返還

6 返還免除

（次の1）～（4）の全てを満たすと全額返還免除されます）

(1) 卒業の日から1年（国家試験に不合格の場合等には3年）以内に

(2) 鹿児島県内において

(3) 国家試験受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し

(4) 以後5年間当該業務に従事すること

7 申請受付

平成22年度は4月中旬～5月中旬（予定）

※養成施設を経由して鹿児島県社会福祉協議会に申請してください。

お問い合わせ先

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会
民生部（県社会福祉センター内）

TEL 099 (214) 3701
FAX 099 (214) 3812

